

ID: 151

担当部署: 地域整備課

処分の概要	許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	大河原町公共物管理条例 第10条		
例 規 番 号	昭和49年条例第11号		
【基準】			
第10条の規定による。 (許可の取消等)			
第10条 町長は、次の各号の1に該当する場合において、許可を取消し、その効力を停止し、公共物を原状に回復することを命ずることができる。			
(1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反したとき。			
(2) 第4条の許可に付した条件に違反したとき。			
(3) 詐偽その他不正な手段により許可を受けたとき。			
(4) 工事その他の行為又は工作物が公共物の管理上著しい支障を生ずるおそれのあるとき。			
(5) 公共物に関する工事のため必要があるとき。			
(6) 前各号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要があるとき。			
2 前項の規定に基づいてなした処分により、使用者が損害を受けることがあっても町長は、その賠償の責を負わない。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年7月5日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日